リア諸島、南アフリカ共和国、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ	二十六　（略）	（略）	（略）	るりそう、おおばこ属植物、オノポルドゥム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるがお属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの
	二十七　削除	（削る）		
	二十八　（略）	（略）	（略）	
	二十九　（略）	（略）	1　（略） 2　1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Tomato chlorotic dwarf viroid*（トマト退緑萎縮ウイロイド）に侵されていないことが特記されていること。	
	三十　（略）	（略）	（略）	
カナダ、メキシコ	三十一	（略）	ソラヌム・カルディオフィルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	

ア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、チリ、ペルー、メキシコ	二十六　（略）	（略）	（略）	おおばこ属植物、オノポルドゥム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるがお属植物、ぜにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの
カナダ、メキシコ	二十七	（略）	ソラヌム・カルディオフィルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	
	二十八　（略）	（略）	（略）	
	二十九　（略）	（略）	1　（略） 2　1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Tomato chlorotic dwarf viroid*に侵されていないことが特記されていること。	
	三十　（略）	（略）	（略）	
メキシコ	三十一	（略）	トマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	

	二十六　（略）	（略）	（略）	
	二十七　削除	（削る）		
	二十八　（略）	（略）	（略）	
	二十九　（略）	（略）	1　（略） 2　1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Tomato chlorotic dwarf viroid*（トマト退緑萎縮ウイロイド）に侵されていないことが特記されていること。	
	三十　（略）	（略）	（略）	
カナダ、メキシコ	三十一	（略）	ソラヌム・カルディオフィルム及びトマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	

	二十六　（略）	（略）	（略）	
	二十七　削除	（削る）		
	二十八　（略）	（略）	（略）	
	二十九　（略）	（略）	1　（略） 2　1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Tomato chlorotic dwarf viroid*に侵されていないことが特記されていること。	
	三十　（略）	（略）	（略）	
メキシコ	三十一	（略）	トマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	

	二十六　（略）	（略）	（略）	
	二十七　削除	（削る）		
	二十八　（略）	（略）	（略）	
	二十九　（略）	（略）	1　（略） 2　1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Tomato chlorotic dwarf viroid*に侵されていないことが特記されていること。	
	三十　（略）	（略）	（略）	
メキシコ	三十一	（略）	トマトの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	